



地域脱炭素の推進に向けて

～行政機関の「事務事業」からはじめよう～

令和7年4月

環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室



脱炭素先行地域



1. はじめに
2. 地球温暖化対策の動向
3. 地方公共団体での重点取組目標
4. 地域の脱炭素化推進に活用できる支援
5. 排出量算定作業の省力化
6. さいごに ～本資料の要点～

参考資料

地方公共団体実行計画

地方公共団体は、地方公共団体実行計画(地方公共団体の温室効果ガス削減計画)を策定することとされています。
 ”まずは自分のところから対策”の考えのもと、特に**事務事業編**は全ての地方公共団体に策定が義務付けられています。
 これまで多くの団体で事務事業編が策定され削減活動が進められてきたところですが、特に**小規模な市町村や組合**では、**人員不足や脱炭素の知識不足が原因で策定率が低い状況**にあります。

地方公共団体実行計画

事務事業編(すべての地方公共団体に義務付け)
 公共施設など、地方公共団体自らの事務事業に関する削減計画

区域施策編(都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市に義務付け、その他市町村は努力義務)
 事業者・住民等の取組も含めた区域全体の削減計画

地方公共団体実行計画制度の策定状況(R6.10.1時点)

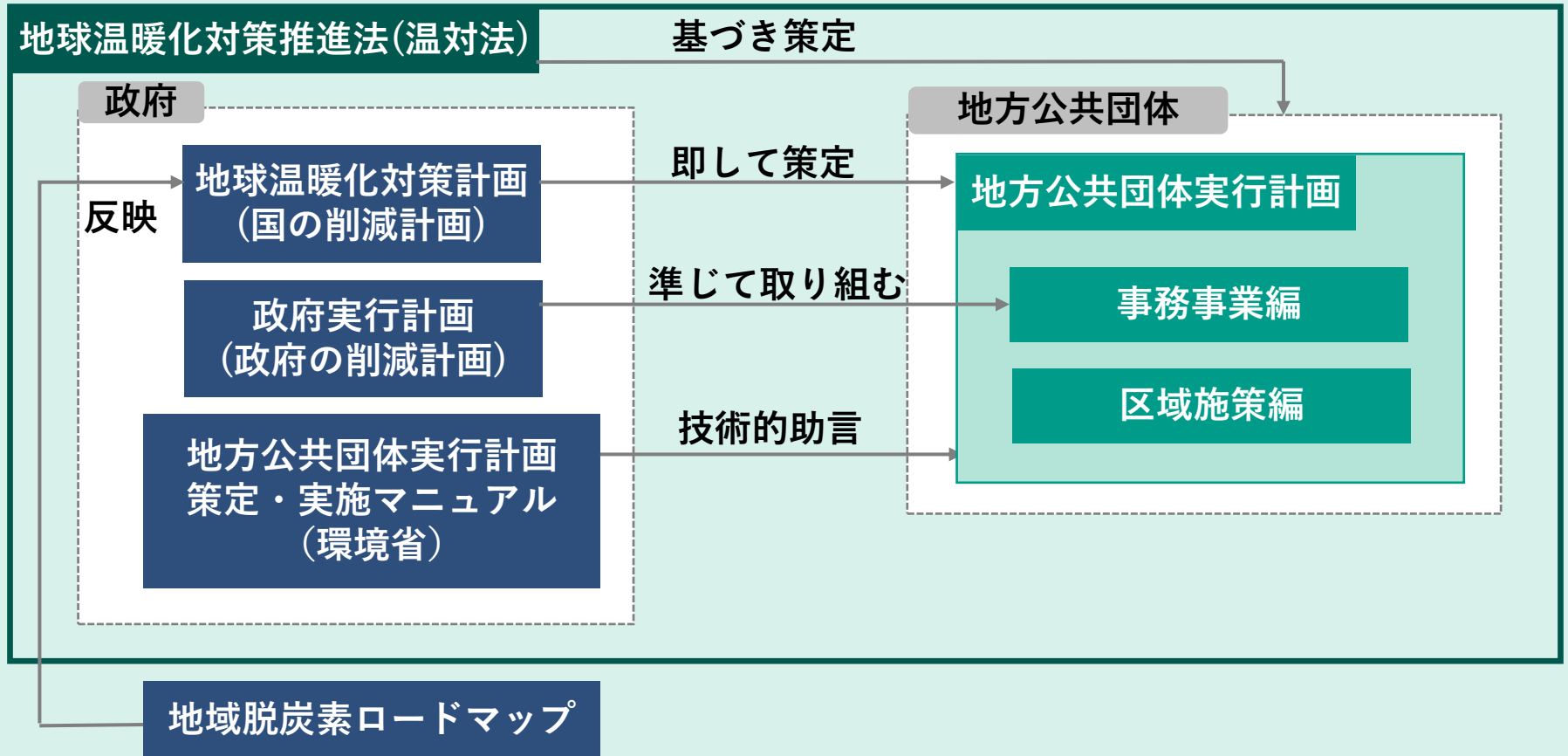
団体区分	対象 団体数	事務事業編	区域施策編
		策定率	策定率
都道府県	47	100%	100%
政令指定都市	20	100%	100%
中核市	62	100%	100%
施行時特例市	23	100%	100%
その他人口10万人以上の市区町村	176	100%	89%
人口3万人以上10万人未満の市区町村	483	100%	66%
人口1万人以上3万人未満の市区町村	452	96%	37%
人口1万人未満の市区町村	525	85%	29%
地方公共団体の組合	1,509	43%	-
計	3,297	71%	53%

令和6年度の関係計画の見直し

令和6年度には、地方公共団体実行計画に関係する各計画の見直しが実施されました。

- ・地球温暖化対策計画：令和7年2月18日閣議決定
- ・政府実行計画：令和7年2月18日閣議決定

地方公共団体実行計画は、地球温暖化対策計画に「**即して策定**」することになっており、そのうち事務事業編は政府実行計画に「**準じて取り組む**」ことになっています。



地球温暖化対策の動向

令和6年度の各計画見直しについて、
地方公共団体実行計画(事務事業編)の参考になる部分を紹介します

脱炭素ロードマップ(地域脱炭素政策の今後の在り方に関する検討会取りまとめ)概要 (令和6年12月)



2050カーボンニュートラルに向けた地域脱炭素の状況

- 世界全体の平均気温の上昇を工業化以前の水準よりも1.5℃に抑えるためには、CO₂排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされ、我が国においても2020年10月に**2050年カーボンニュートラルを宣言**。一方で、真夏日の増加や大雨の発生頻度の増加、高温による農作物の生育障害等、**気候変動による影響は深刻化**。直近2022年度の我が国の温室効果ガスの排出量は過去最低を記録し、順調な減少傾向が継続しているものの、**中期的目標である2030年度46%削減目標は野心的なものであり、地域・くらしに密着した地方公共団体が主導する地域脱炭素の取組が必要不可欠**。
- **地域脱炭素ロードマップ**（令和3年6月国・地方脱炭素実現会議策定）**策定以降**、ゼロカーボンシティ宣言地方公共団体数の増加等、**地域脱炭素の動きは加速**。また、各地において、地場産業育成、農林産業振興、公共交通維持、観光地活性化、防災力強化、再エネの売電収益による地域課題解決等、地方公共団体主導で**各地域の特性を活かした、脱炭素の取組を通じた地域経済活性化の事例**が出てきている。

顕在化した課題

- **小規模地方公共団体**を始め、**人材・人員不足や財源不足**が課題。地域経済牽引の中核となる中小企業等においても、同様に人材不足や資金不足が課題。
- **再エネ導入に伴う地域トラブル**の増加を踏まえ、地域共生型・地域裨益型の再エネ導入が一層必要。
- **系統負荷軽減**の観点から、**再エネの自家消費及び地域内消費による地産地消**がますます重要。

考慮すべき新たな技術等

- 軽量・柔軟で従来設置困難な場所にも導入可能となる**ペロブスカイト太陽電池**や、DXを活用した高度なエネルギーマネジメント等の、**課題を克服するための新たな技術への対応**も必要。
- 順次実用化する**グリーンスチール**等の脱炭素型製品の実装が必要。
- データセンター等の**エネルギー需要の多い施設のニーズが増加**しており、それらの施設を再エネポテンシャルが高い地域に立地させ、**地域内の経済循環**につなげていくことが重要。

地域脱炭素施策の全体像と方向性

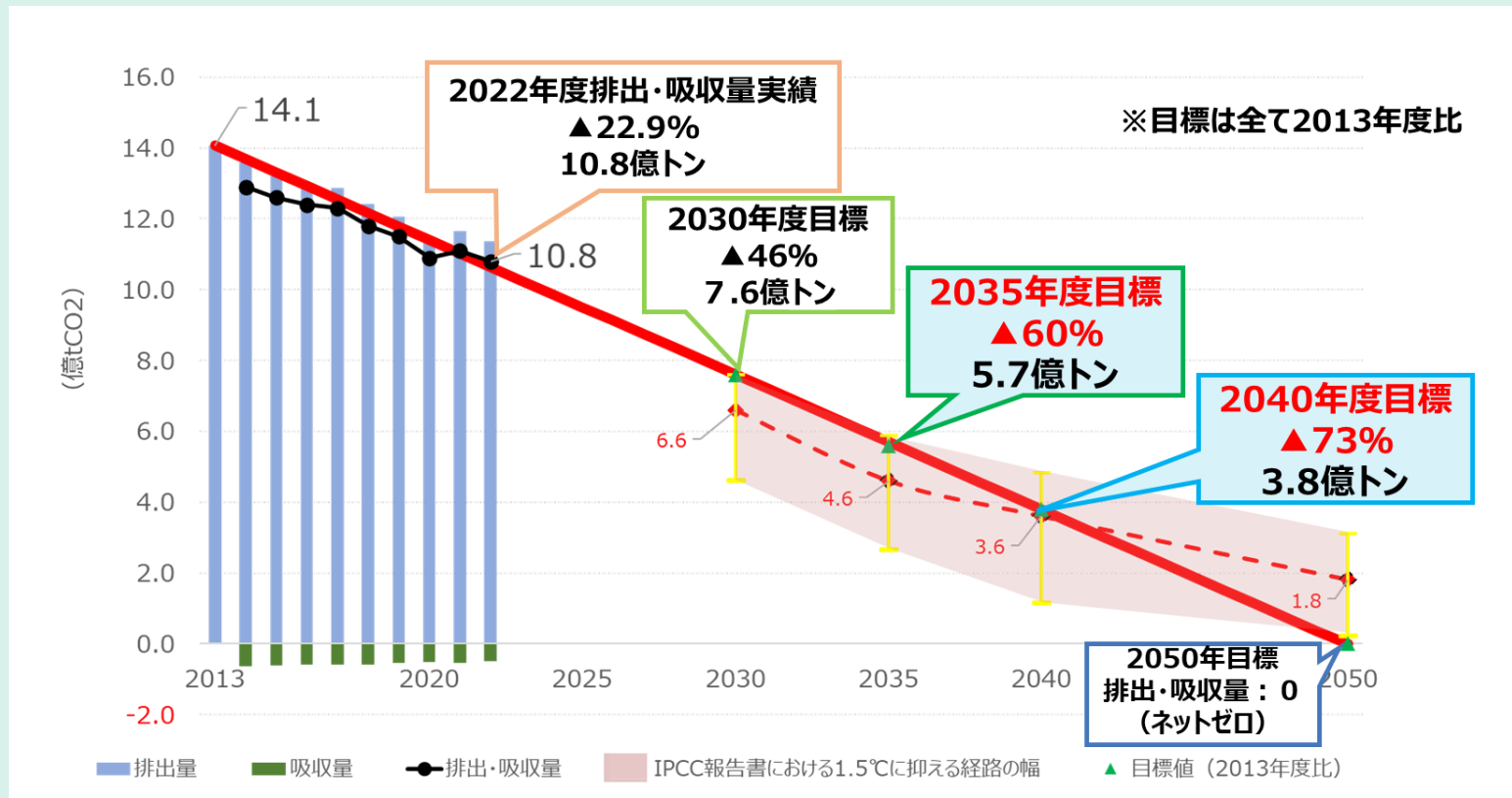
- **顕在化してきた課題や考慮すべき新たな技術等に対応しつつ、脱炭素の取組が地域のステイクホルダーにとってメリットとなるよう、産業振興やレジリエンス強化といった地域課題との同時解決・地方創生に資する形で進めることを基本とし、脱炭素ドミノ・全国展開を図る**。
- **地域に根ざす都道府県、市町村、金融機関や中核企業など様々な主体が中心となって取組を補完し合い、「産官学金労言」を挙げた施策連携体制を構築**することが重要であり、**地方公共団体が中心となって、脱炭素の大きなムーブメントを起こし、脱炭素型地域経済に移行**。
- 国として、引き続き、地域脱炭素の取組に関わるあらゆる政策分野において、脱炭素を主要課題の一つとして位置付け、必要な施策の実行に全力で取り組んでいくため、**2026年度以降2030年度までの5年間を新たに実行集中期間**として位置付け、更なる施策を積極的に推進し、**地域特性**に応じた再エネを活用した**創意工夫**ある地域脱炭素の取組を展開する（「**地域脱炭素2.0**」）。

※ 2030年度までの地域脱炭素に係る再エネの追加導入目標は、引き続き、公共率先6.0GW、地域共生型太陽光4.1GW、地域共生型再エネ4.1GW、陸上風力0.6GWとして関係府省と連携して実現を目指す。

地球温暖化対策計画 次期削減目標(NDC)

次期NDC(国の温室効果ガス削減目標)を含む地球温暖化対策計画が令和7年2月18日に閣議決定。

我が国は、2030年度目標と2050年ネットゼロを結ぶ直線的な経路を、弛まず着実に歩いていく。次期NDCについては、1.5°C目標に整合的で野心的な目標として、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す。これにより、中長期的な予見可能性を高め、脱炭素と経済成長の同時実現に向け、GX投資を加速していく。



地球温暖化対策計画

次期NDC達成に向けて位置付ける主な対策・施策

次期NDC 達成に向け、エネルギー基本計画・GX2040ビジョンと一体的に、主に次の対策・施策を実施。
対策・施策については、フォローアップの実施を通じて、不断に具体化を進めるとともに、柔軟な見直しを図る。

エネルギー転換

- **再エネ**、**原子力**などの**脱炭素効果の高い電源**を最大限活用
- トランジション手段として**LNG火力**を活用するとともに、水素・アンモニア、CCUS等を活用した**火力の脱炭素化**を進め、**非効率な石炭火力のフェードアウト**を促進
- 脱炭素化が難しい分野において**水素等**、**CCUS**の活用

地域・暮らし

- **地方創生に資する地域脱炭素**の加速
→2030年度までに100以上の「**脱炭素先行地域**」を創出等
- 省エネ住宅や食ロス削減など**脱炭素型の暮らしへの転換**
- **高断熱窓**、**高効率給湯器**、**電動商用車**や**ペロブスカイト太陽電池**等の導入支援や、国や自治体の庁舎等への率先導入による**需要創出**
- **Scope3**排出量の算定方法の整備など**バリューチェーン全体の脱炭素化**の促進

産業・業務・運輸等

- 工場等での**先端設備**への更新支援、**中小企業**の省エネ支援
- 電力需要増が見込まれる中、**半導体の省エネ性能向上**、**光電融合**など最先端技術の開発・活用、**データセンター**の効率改善
- 自動車分野における製造から廃棄までの**ライフサイクル**を通じたCO₂排出削減、**物流**分野の省エネ、**航空・海運分野**での次世代燃料の活用

横断的取組

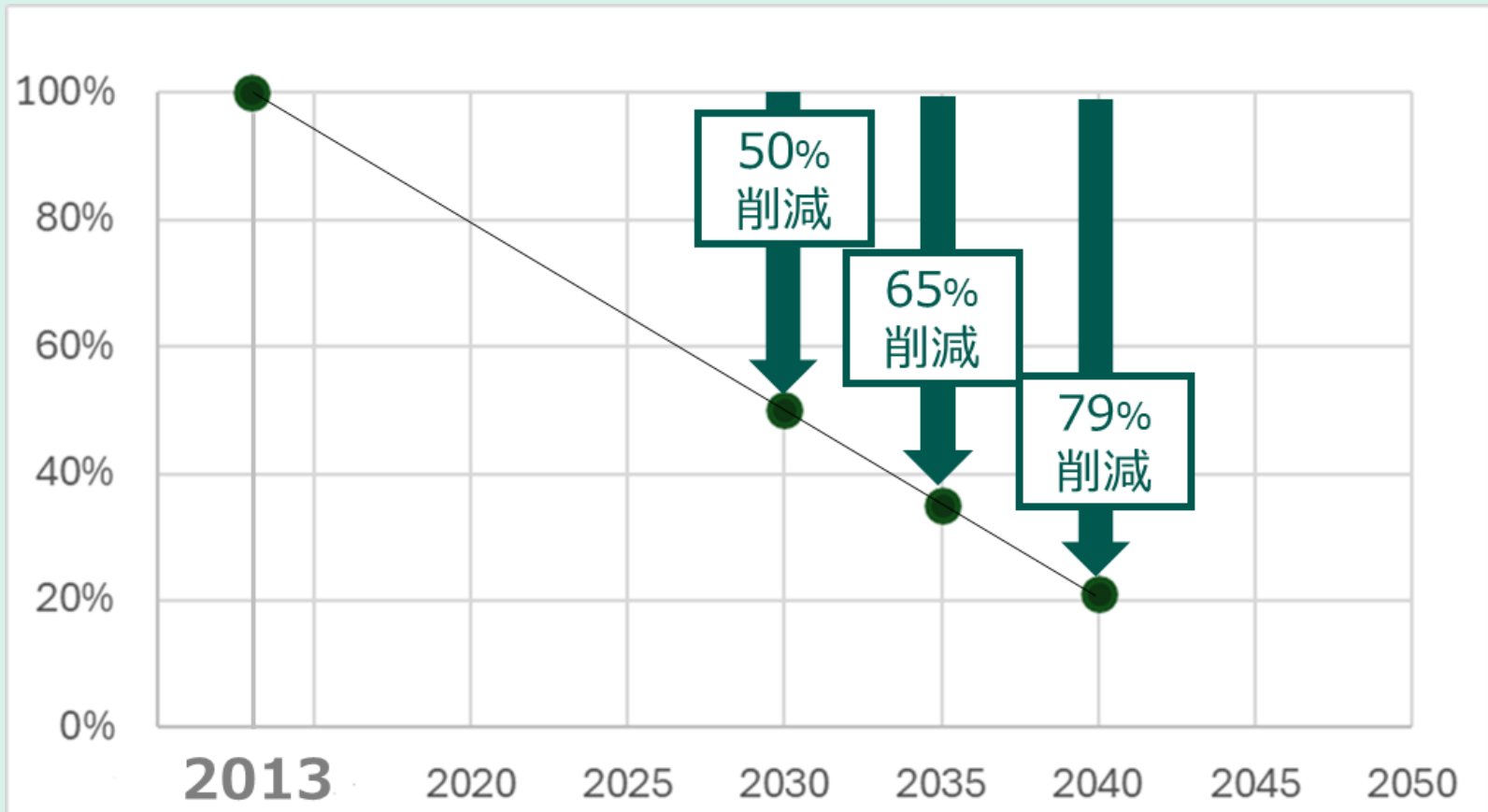
- 「**成長志向型カーボンプライシング**」の実現・実行
- **循環経済（サーキュラーエコノミー）**への移行
→**再資源化事業等高度化法**に基づく取組促進、**廃棄物処理×CCU**の早期実装、**太陽光パネルのリサイクル**促進等
- **森林**、**ブルーカーボン**その他の**吸収源確保**に関する取組
- 日本の技術を活用した、**世界の排出削減への貢献**
→**アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）**の枠組み等を基礎として、**JCM**や**都市間連携**等の協力を拡大

政府実行計画 排出量削減目標

次期NDCを踏まえた政府実行計画も令和7年2月18日に閣議決定。

これまでの**2030年度50%削減**(2013年度比)に加えて、**2035年度65%削減**、**2040年度79%削減**の目標を設定し(2030年度目標から直線的な経路として設定)、目標達成に向けて取り組みを強化。

地方公共団体実行計画(事務事業編)の削減目標検討の際は、政府実行計画の削減目標に準じて検討願います。



政府実行計画 取組目標

政府実行計画では、各取組について、これまでの2030年度の目標に加えて、2040年度の目標を設定。

再生可能エネルギーの最大限の活用・建築物の建築等に当たっての取組

太陽光発電

- ✓ 2030年度までに設置可能な政府保有の建築物（敷地含む）の約50%以上に太陽光発電設備を設置、**2040年度までに100%設置を目指す。**
- ✓ **ペロブスカイト太陽電池を率先導入する。**また、社会実装の状況（生産体制・施工方法の確立等）を踏まえて**導入目標を検討する。**

建築物の建築

- ✓ 2030年度までに新築建築物の平均でZEB ready相当となることを目指し、**2030年度以降には更に高い省エネ性能を目指す。**また、既存建築物について省エネ対策を徹底する。
- ✓ 建築物の資材製造から解体（廃棄段階も含む）に至るまでの**ライフサイクル全体を通じた温室効果ガスの排出削減に努める。**

※ ZEB Ready：50%以上の省エネを図った建築物

財やサービスの購入・使用に当たっての取組

公用車/ LED

- ✓ 2030年度までにストックで100%の導入を目指す。※ 電動車は代替不可能なものを除く

電力調達

- ✓ 2030年度までに各府省庁での調達電力の60%以上を再エネ電力とする。以降、**2040年度には調達電力の80%以上を脱炭素電源由来の電力とするものとし、**排出係数の低減に継続的に取り組む。

GX製品

- ✓ 市場で選ばれる環境整備のため、**率先調達する。**

※ GX製品：製品単位の削減実績量や削減貢献量がより大きいもの、CFP（カーボンフットプリント）がより小さいもの

その他の温室効果ガス排出削減等への配慮

- ✓ 自然冷媒機器の率先導入等、**フロン類の排出抑制に係る取組を強化**
- ✓ **Scope 3 排出量へ配慮した取組を進め、その排出量の削減に努める。**
- ✓ 職員に**デコ活アクションの実践**など、脱炭素型ライフスタイルへの転換に寄与する取組を促す。

※ Scope 3 排出量： 直接排出量（Scope1）、エネルギー起源間接排出量（Scope2）以外のサプライチェーンにおける排出量

地方公共団体での重点取組目標

事務事業において
重点的に取り組んでいただきたい5つの目標について、
現状と事例を紹介します

5つの取組目標

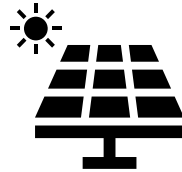
特に5つの目標については重点的に取組をお願いします。

政府実行計画の取組目標に準じて地方公共団体実行計画でも数値目標を立てて取組推進願います。

政府実行計画における主要な5つの取組

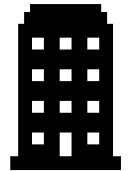
太陽光発電

2030年度までに設置可能な政府保有の建築物（敷地含む）の約**50%**以上に太陽光発電設備を設置、**2040年度までに100%**設置を目指す。



建築物の建築

2030年度までに新築建築物の平均で**ZEB ready**相当となることを目指し、**2030年度以降**には**更に高い省エネ性能**を目指す。
また、**既存建築物**について省エネ対策を徹底する。



公用車

2030年度までにストックで**100%**電動車導入を目指す。
(代替不可能なものを除く)

※電動車：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車



LED

2030年度までに既存設備を含めて**100%**LED照明導入を目指す。



再エネ電力調達

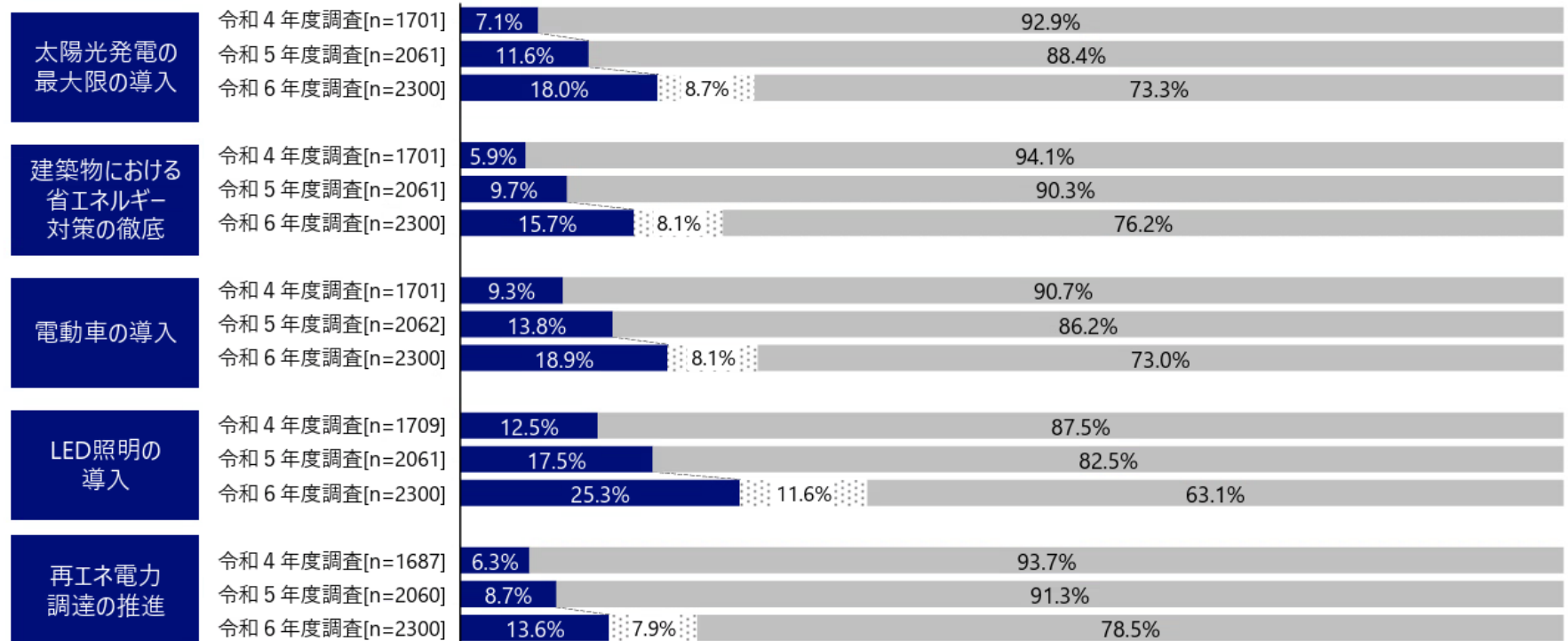
2030年度までに各府省庁での調達電力の**60%**以上を再エネ電力とする。
以降、**2040年度**には調達電力の**80%**以上を脱炭素電源由来の電力とするものとし、排出係数の低減に継続的に取り組む。



政府実行計画に準じた取組目標設定の現状

政府実行計画に準じた目標設定を行っている地方公共団体は、令和4年度から令和6年度にかけて増加傾向にありますが、LEDを除き**2割以下**にとどまっています。

地方公共団体実行計画(事務事業編)改定の際には、政府実行計画に準じて**各団体で数値目標を掲げ、取組の強化**をお願いします。



■ 設定している ▨ 設定していないが、今後設定予定 (※1) ■ 設定していない

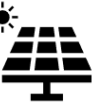
※1...令和6年度調査における選択肢

①太陽光発電設備の設置 現状

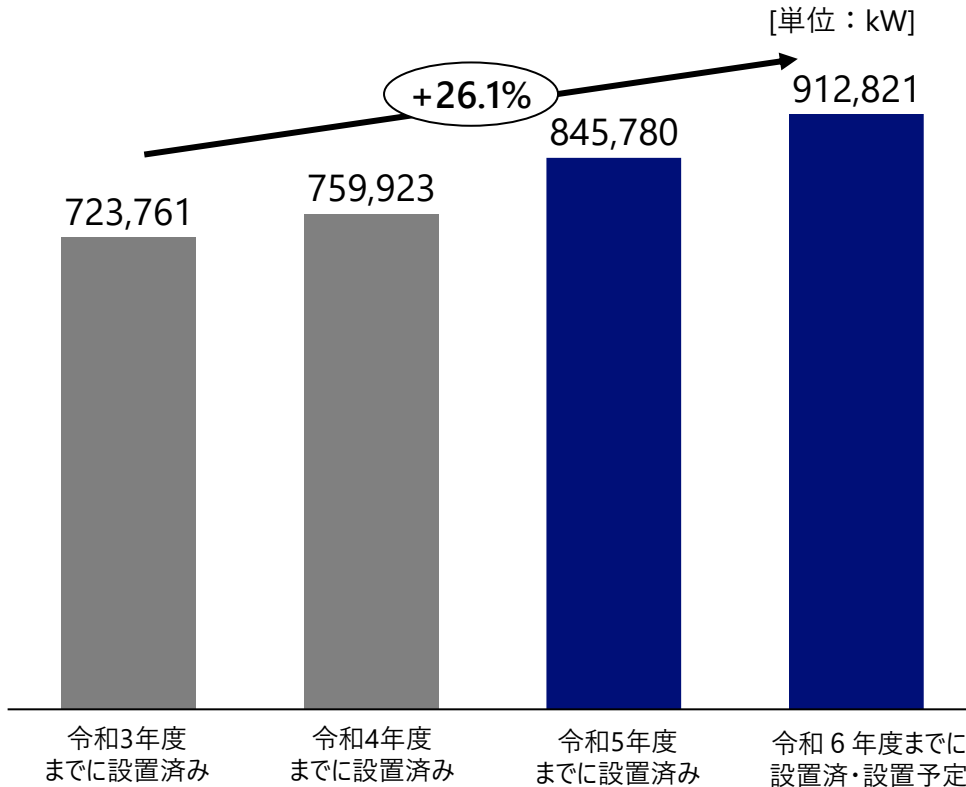
公共施設における太陽光発電設備の設置は年々増加しており累積**912,821kW**。
一方で、各行政分野の施設を所管する関係省庁において、施設種別のポテンシャルデータを元に設定したkWベースの努力目標値に対する導入割合は、**3.9%**にとどまり、**更なる導入推進が必要な状況**。

太陽光発電

2030年度までに設置可能な政府保有の建築物（敷地含む）の約**50%**以上に太陽光発電設備を設置、
2040年度までに100%設置を目指す。



公共施設における太陽光発電設備設置実績（設備容量・累積値）



*「令和3年度までに設置済」、「令和4年度までに設置済」は令和5年度調査結果を掲載

令和4年度以降の導入目標と導入割合

令和4～6年度導入実績
(令和6年度導入見込み含む)

188,659kW / **4,824,000kW**
令和4年度以降
導入目標※1

導入割合
3.9%

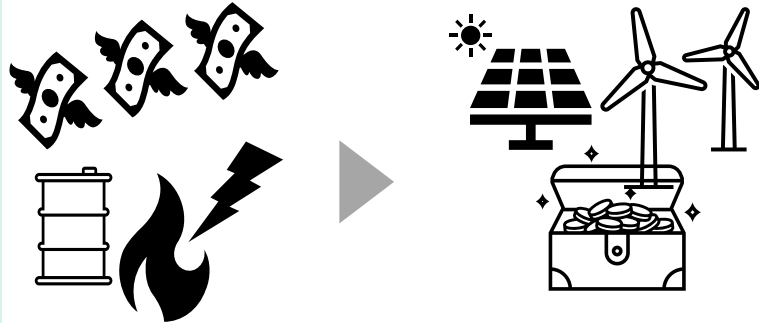
※1 地方公共団体施設における設備容量ベースの「導入目標」は、令和6年3月25日に開催した第2回「公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議」（以下「連絡会議」という。）において、各行政分野の施設を所管する関係省庁において、施設種別にkWベースで設定した努力目標値（第2回連絡会議【資料2-4】別紙を参照）

①太陽光発電設備の設置 再エネ導入のメリット

太陽光発電を初めとした再エネ導入には、「地域経済への波及効果」「地域レジリエンス向上」等のメリットがある。太陽光発電設備の導入はもちろん、地域資源を活用した積極的な再エネ導入を検討いただきたい。

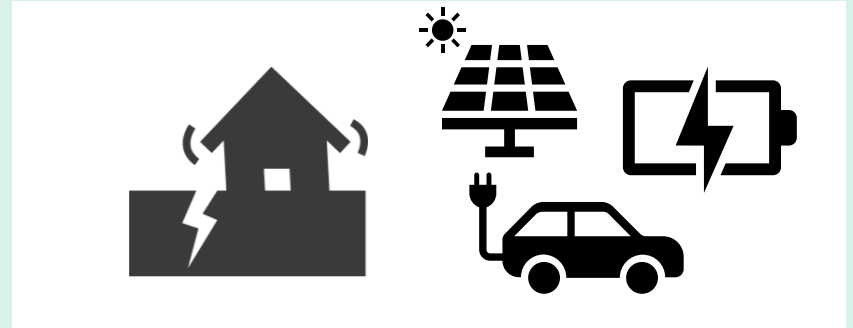
地域経済への波及効果

日本のエネルギー原料輸入額は年間約24.1兆円。市町村でも電気・燃料に年間数十億～数百億が消費され、域外にお金が出ています。地域に再エネを導入することは、域外へのお金の流出を防ぎ、地域経済の循環へつながります。



地域レジリエンス向上

施設へ設置した太陽光発電設備は非常電源としても機能し、非常時には施設を避難所として活用できます。蓄電池設備があれば、昼間に電気をため夜間の電力供給も可能です。電気自動車は動く蓄電池とも考えられます。再エネ活用は、地域の防災力向上につながります。



地域資源を活用した再エネ導入

バイオマス発電・熱
間伐材や端材・畜産廃棄物

消化ガス発電
下水処理施設

太陽光発電
太陽熱
豊富な日照

風力発電
良好な風況

営農型太陽光
荒廃農地

地熱発電
火山、温泉

小水力発電
地中熱
豊富な水資源

①太陽光発電設備の設置 事例1 ソーラーカーポート

岡山県
新見市



市役所の支局、診療所(内科、歯科)、図書館、保健福祉センター、文化ホール等が一体となった複合施設「きらめき広場・哲西」の駐車場へ太陽光発電設備(全体203.23kWの内、ソーラーカーポート127.71kW)と蓄電池(216kWh)を導入。新見市内のPPA事業者により設備の導入を行い、発電した電力は当該施設で自家消費しCO₂の削減を図る。

事業のポイント

- ・地元のPPA事業者や施工会社と事業連携しており、電力の地産地消に加え、**地元経済の地域内循環**にも寄与
- ・災害時には**非常用電源**として活用
- ・**ソーラーカーポート**を設置し、限られた敷地内に太陽光パネルを設置することにより、発電量を高めた

事業実施期間：R6年度
総事業費：0.6億円



事業の効果

- ・年間で**71tのCO₂排出量削減**に貢献するとともに、年間の**電気料金を約80万円削減**できる見込み。
- ・脱炭素への貢献や**防災機能の強化**のみならず、車での来館者に対する利便性の向上に寄与。

①太陽光発電設備の設置 事例2 太陽光発電・地中熱

北海道
白糠町

消防庁舎に地中熱を利用した空調・融雪システムを導入し、平時・災害時問わず、地中熱利用設備による空調を可能にする。併せて、太陽光発電設備(22kW)・蓄電池(28kWh)を導入。
(地中熱利用ヒートポンプ 暖房197.3kW、冷房73kW、融雪17kW)

事業のポイント

- ・地下100mまで掘り下げた53本の採熱管に不凍液を循環させる安定した地中熱利用により、一般的な空気熱源ヒートポンプと比べ冷暖房に使用される電力量を効果的に削減可能
- ・地中熱利用設備は、建物内の空調は使用用途別に二次側の空調方式を分けて効率の良い運転を実施

事業実施期間：R元年度
総事業費 3億円



導入施設：白糠消防庁舎

事業の効果

- ・地中熱利用設備による融雪により、積雪寒冷時に緊急車両の速やかな出動といった課題を解決できた。
- ・太陽光発電設備・蓄電池との同時導入により、CO₂排出量を年間で約77 t 削減することができる。

②公用車の電動化 現状



一般公用車における電動車導入割合は右肩上がりに伸びているが、**11.3%**であり、**更なる導入推進が必要な状況**。
種類別には、ハイブリッド自動車(HV)が8.4%、電気自動車(EV)が2.3%。

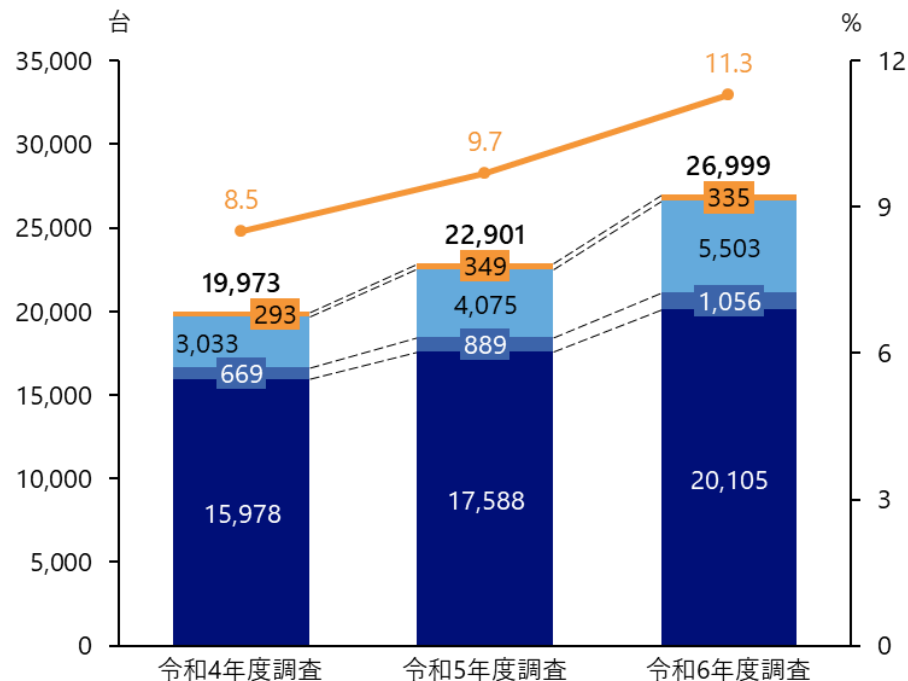
公用車

2030年度までにストックで
100%電動車導入を目指す。
(代替不可能なものを除く)



※電動車：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車

一般公用車における電動車等の導入台数及び導入割合（台数は累積値）



■ 燃料電池自動車(FCV)
 ■ プラグインハイブリッド自動車 (PHEV)
 —●— 公用車における電動車割合
■ 電気自動車(EV)
 ■ ハイブリッド自動車 (HV)

一般公用車における電動車導入割合【種類別】 ※令和6年度調査実施時点

種類	台数	割合
全公用車	239,803	
電動車計	26,999	11.3%
電気自動車 (EV)	5,503	2.3%
燃料電池自動車 (FCV)	335	0.1%
プラグインハイブリッド自動車 (PHV・PHEV)	1,056	0.4%
ハイブリッド自動車 (HV)	20,105	8.4%
その他 (ガソリン車、ディーゼル車等)	212,804	88.7%

②公用車の電動化 事例 電気自動車(EV)

神奈川県
厚木市



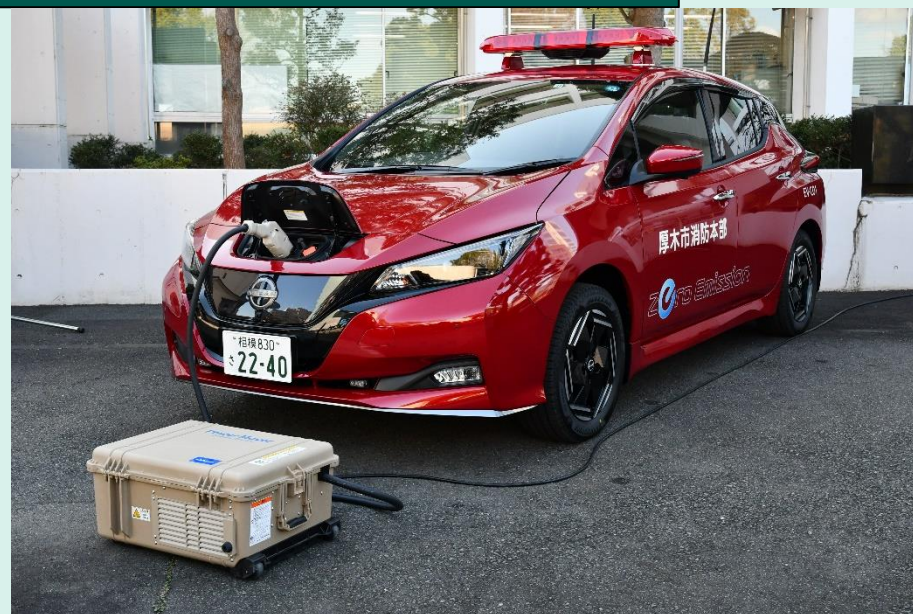
EV消防指令車の導入により、脱炭素社会を推進するとともに、外部給電装置を積載することで災害現場で電源を必要とする資機材の活用などにおいて、電気供給を可能とした。

事業のポイント

- ・活動部隊を統制し、指揮する消防指令車に環境負荷の少ないEV自動車を整備することにより、脱炭素化を推進
- ・出力が1.5kW×3口(最大4.5kW)あり、積載する外部給電装置によって、災害現場においても電気供給が可能。

事業実施期間：R4年度
総事業費 7百万円

外部給電装置と接続されたEV消防指令車



事業の効果

- ・EVのバッテリーを活用し、災害現場で照明などの資機材への電力供給源として活用可能となった。
- ・CO₂排出量を年間で約0.5t削減することができる。
- ・EVの消防指令車としては、神奈川県内で初めて導入した。

③建築物の建築 ZEB化

ZEBは、Net Zero Energy Building の略称で「ゼブ」と呼ばれる(住宅の場合はZEH(Net Zero Energy House))。

快適な室内環境を実現しながら、省エネ・創エネにより、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物。

遅くとも2030年までに建築物省エネ法の省エネ基準がZEH・ZEB水準まで引き上げられる見込みとなっている。

庁舎等の公共建築物は竣工まで複数年を要するため、今後新築建築物についてはZEB化を前提とした検討が重要。

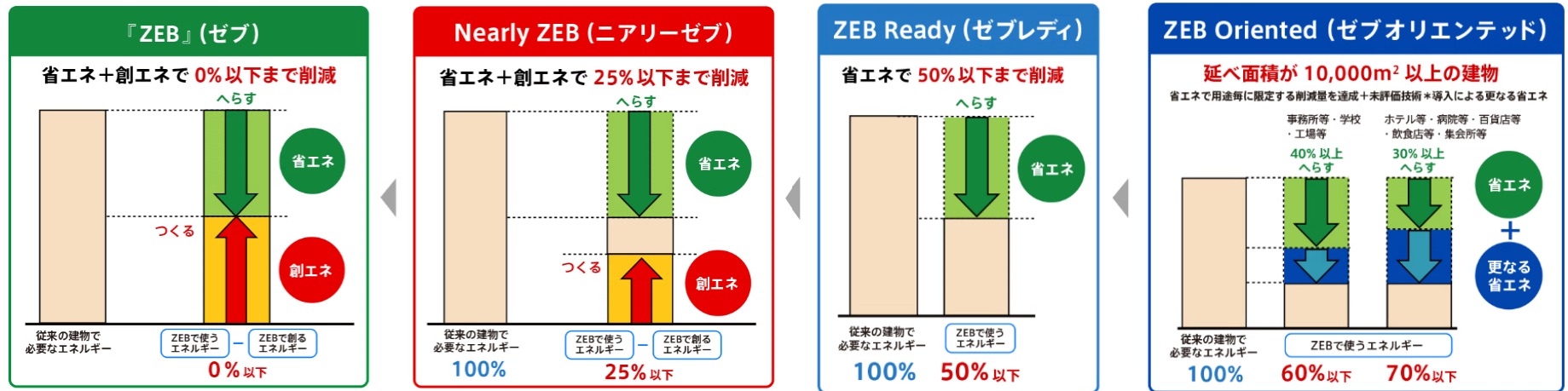
建築物の建築

2030年度までに新築建築物の平均でZEB ready相当となることを目指し、

2030年度以降には更に高い省エネ性能を目指す。また、既存建築物について省エネ対策を徹底する。



ZEBの定義



- ・省エネ：高断熱化・日射遮蔽による負荷抑制、設備システムの高効率化
- ・創エネ：太陽光発電等再エネ導入

③建築物の建築 ZEB化の現状

ZEB認証取得済みの建築物数は、年々増加しており累積**436**件。
認証種別では、ZEB Readyが最も多い。

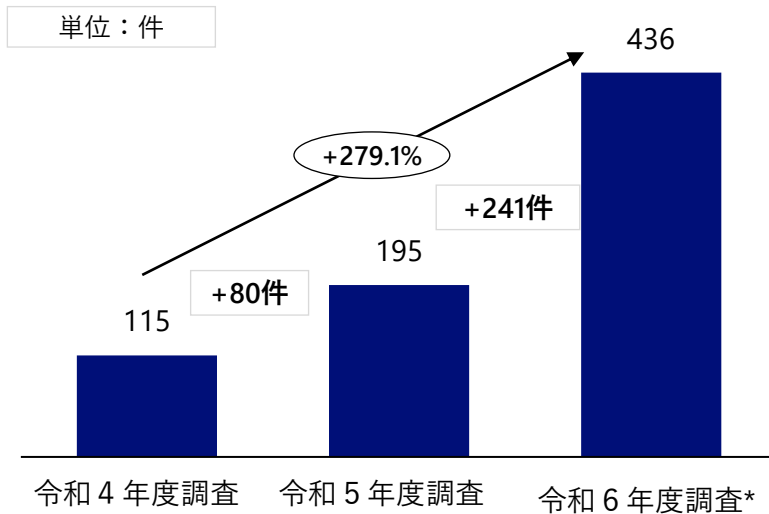
前ページのとおり、今後、**新築建築物**についてはZEB化を検討いただくとともに、
建築物における空調、照明等への電気利用に伴うCO₂排出量は大きな割合を占めるこ
とを踏まえて、**既存建築物**についても、改築の際は**省エネ対策**を徹底いただきたい。

建築物の建築

2030年度までに新築建築物の平均で
ZEB ready相当となることを目指し、
2030年度以降には
更に高い**省エネ性能**を目指す。
また、**既存建築物**について
省エネ対策を徹底する。



ZEBの各種認証を取得済の建築物数(累積値)



*令和6年度調査においては令和4年度から令和6年度にかけて設計（令和6年度中に設計予定を含む）された建築物のみが対象のため、ZEB認証取得建築物数については令和5年度調査結果 から、令和3年度までに設計された建築物における認証取得建築物数を足し上げて集計

ZEBの各種認証別建築物数

※令和4年度から令和6年度にかけて設計（令和6年度中に設計予定を含む）された建築物

認証区分	建築物数
ZEB	45
Nearly ZEB	51
ZEB Ready	222
ZEB Oriented	19

③建築物の建築 事例 新築『ZEB』

富山県
立山町



新たに建設した防災センター及び児童館では、**地中熱**を活用した空調設備での省エネ化や**太陽光発電設備**の設置により、『ZEB』に認証。防災センター部分は可動式の座席を配置し、**避難所**としてはもとより、ホールや体育館として利用することも可能とする。

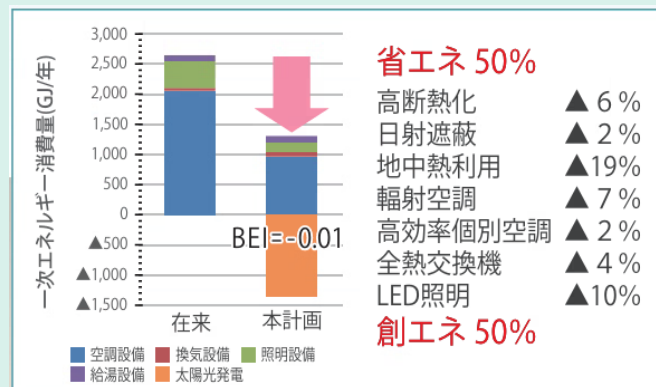
事業のポイント

- ・ **地中熱**を活用(クローズドループ方式地中熱ヒートポンプシステムを導入)することで空調設備を省エネ化し、**夏や冬でも環境にやさしく、快適な施設**とする。
- ・ 住民に広く利用してもらうことで太陽光発電や省エネ機器性能の理解を深めてもらい、児童館では子供たちへの**環境教育**を実施する等、“町民と一緒に目指す脱炭素”を実現する。

事業実施期間：R4～R6年度
総事業費 約18.1億円
(うちZEB化約6.2億円)

事業の効果

- ・ 施設の一次エネルギー消費量を省エネ設備により50%削減、創エネ設備により50%削減し、『ZEB』とすることで、年間のエネルギー収支をゼロとすることができる。
- ・ **CO₂排出量を年間で約220 t 削減**することができる。



④照明LED化 現状

2027年末までに蛍光灯の製造と輸出入が禁止されるため、**LED照明への切り替えが必須。**

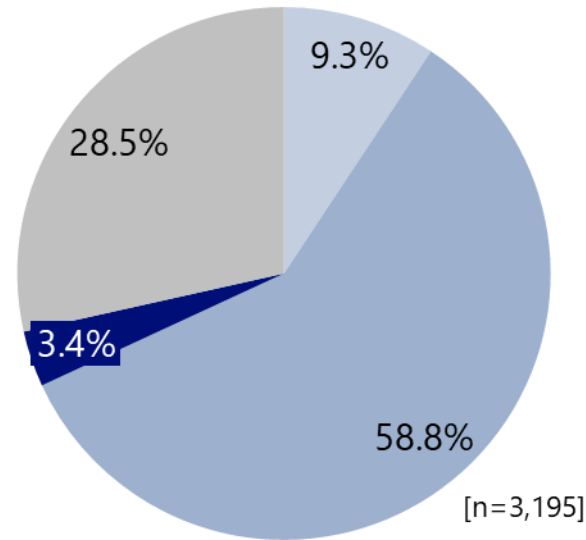
100%LED照明化を実現した団体は**3.4%**にとどまるが、**71.5%**の団体がLED化に向けた取り組みを推進している。
2027年末に向けて計画的な取り組みが必要。

LED

2030年度までに既存設備を含めて**100%**LED照明導入を目指す。



公共施設におけるLED照明の導入状況



- 2030年度に向けて、公共施設等のLED照明の導入に向けた目標設定を行っている
- 2030年度に向けた目標に基づき、公共施設等の一部にLED照明を導入している
- すべての公共施設等の建築物・設備で100%LED照明化を実現している
- 公共施設等のLED照明の導入に向けた検討はしていない

④照明LED化 事例

神奈川県
小田原市



市内公共施設(市立小中学校を含む)すべての照明をLEDへ交換し、脱炭素化の推進とともに維持管理コストを低減させる。(令和5年度までに47施設の32,197灯を交換済み。)

事業のポイント

- ・ 小学校など避難施設への導入により、**災害時の電力消費量軽減**に貢献
- ・ 個別施設単位だけでなく公共施設全体で最適な措置を講じることで、財政負担を抑えつつ、ファシリティマネジメントとカーボンマネジメントを両立した脱炭素化モデルを展開



川東タウンセンター ホール



市役所本庁舎

事業実施期間：R4～R8年度
総事業費 10億円

事業の効果

- ・ **CO₂排出量を年間で1,628 t 削減**(令和5年度までの実績で950t)することができる。
 - ・ LEDへの転換により、**電気代や施設の維持管理コストの低減**に寄与する。
- ※R4 施工施設(5施設)の対前年度比較では、コロナ禍や電気料金単価の差異等があって単純比較はできないが、施設全体の電力消費量について6.6%の削減効果を得た。(R6.1 請求分まで)

⑤再エネ電力調達 現状

再エネ電力割合0%の団体が65.9%を占め、不明の回答は13.9%にのぼる。
まずは契約している電気メニューの確認から実施願いたい。

特に、令和7年度から電気事業者別排出係数の算定方法の変更に伴い、
基礎排出係数、調整後排出係数の両係数を事務事業編の算定に用いる
ことができるようになった。

多くの団体で電気由来のCO₂排出量が多いため、再エネ電力調達の推進は
排出量削減目標達成の強力な手段となる。

再エネ電力調達

2030年度までに各府省庁での調達電力の**60%**以上を再エネ電力とする。
以降、**2040年度**には
調達電力の**80%**以上を
脱炭素電源由来の電力
とするものとし、
排出係数の低減に継続的に取り組む。



公共施設における再エネ由来電力メニューによる調達電力量割合

調達電力量割合	団体数	団体割合
100%	18	0.6%
80%以上100%未満	25	0.8%
40%以上80%未満	79	2.5%
40%未満 (0%を含まない)	524	16.4%
0%	2,104	65.9%
不明	445	13.9%

地域の脱炭素化推進に活用できる支援

地域の脱炭素化推進に活用できる支援メニューを紹介します

地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト

地方公共団体実行計画の策定・実施等に際して有益な情報を提供するサイト。
制度改正を踏まえた、「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル」を令和7年3月末に公開。
事務事業編、区域施策編ともに簡易版を一新し、基本的な考え方や手順等を取りまとめています。

環境省「地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト」
https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/index.html



簡易版

2. 温室効果ガス排出量の算定

1) 事務事業編の対象範囲、算定範囲の確認①

事務事業編の対象範囲と算定範囲は異なる。対象範囲は地方自治法に定められた全ての行政事務であるが、算定対象範囲はそのうちの排出量を自ら管理できる範囲である(具体的な判断方法は次ページ参照)。公共施設等総合管理計画において保有している施設の一覧を確認し、どの施設を算定対象としているか、対象範囲設定の背景や経緯を明記しておくこと。

地方公共団体実行計画(事務事業編)の対象範囲

地方公共団体の事務事業の範囲 (地方自治法に定められた全ての行政事務)

	A市の例	
	主要施設	温室効果ガス排出量算定範囲
本庁舎	○	○
支所	○	○
庁舎内テナント事業者	○	△※
市営住宅(居住スペース)	○	○
市営住宅(共済部)	○	○

事務事業編の全体像や排出量の算定方法を解説

●地方公共団体
若等に対しては、住宅の冷暖房(例)庁舎内テナント事業者に対する任意での節電の呼びかけ

ポイント
初めて算定を実施する自治体は、初回から全ての算定対象施設の排出量算定が難しい場合も考えられる。自治体の算定対象範囲の全容を把握しつつ、初回は本庁舎のみを算定範囲とし、その後、環境部局管轄施設→他部局所管施設→指定管理施設のように、算定対象施設を段階的に増やすスケジュールを立てることが考えられる。

出典：マニュアル詳細版(旧・本編)：p.53

※△：エネルギー管理機能の有無による。次ページのフローで判断

3) 区域の特徴の分析

- 区域施策編は、地球温暖化対策推進法第21条第3項において「その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の削減等を行うための施策に関する事項」を定めるものとされている。このため、区域の自然的社会的条件を把握し、整理する必要がある。
- 「自然的社会的条件の把握」とは、単なる一般的な地理的特徴を列挙するのではなく、より実効性のある計画を策定するために、区域施策編に盛り込む対策・施策との関連性(何が対策・施策に影響を与えるか、どこに対策・施策の重点を置くべきか、どのような地域資源が活用可能か等)を念頭に置いて整理することが重要である。

対策・施策を意識した自然的社会的条件

自然的社会的条件の項目例	記載の材料	特徴と関連させる対策・施策例
自然的条件	気候 再生エネルギー 気候変動影響	気候変動影響 再生エネルギー 気候変動影響
社会的条件	産業構造 都市構造・交通体系・インフラ 人口動態・住民意識・ライフスタイル 技術動向	産業部門の省エネ・低炭素化 運輸部門やまちづくりに関する対策・施策 省エネ行動の普及・脱炭素ライフスタイル推進 次世代技術の活用

区域施策編を実効的な計画にするための対策・施策と立案の流れを解説

一関連ページ p.27,28(参考：区域の特徴の検討事例①、②)
p.29(参考：住宅街・団地における目標設定の事例)
p.30(参考：農山村における目標設定の事例)

出典：二セコ野「二セコ野環境モデル都市第二次アクションプラン 2019年度～2023年度」<<https://www.town.niseko.lg.jp/resources/output/contents/file/release/910/26784/actionplan.pdf>>

脱炭素地域づくり支援サイト



地域の脱炭素化にむけて様々な支援メニューや脱炭素化のヒントを掲載しています。

環境省「脱炭素地域づくり支援サイト」支援メニュー等

<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/supports/>



■設備導入支援

- ・地域脱炭素推進交付金
- ・地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業 など

■計画策定等支援

- ・地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業 など

■人材支援

- ・地域脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成支援
- ・脱炭素まちづくりアドバイザー制度
- ・地域脱炭素ステップアップ講座 など

■情報提供等支援

- ・地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム[LAPSS]
- ・地方公共団体脱炭素取組状況マップ
- ・再生可能エネルギー情報提供システム[REPOS] など

■その他支援

- ・株式会社脱炭素化支援機構（JICN）の活用による民間投資の促進 など

■地方財政措置

- ・脱炭素化推進事業債 など

関係府省庁の主な支援ツール・枠組み

「地域脱炭素の取組に対する関係府省庁の主な支援ツール・枠組み」

には地方公共団体、ステークホルダーが活用できる支援等がまとまっています。

- ・1府6省(環境省,内閣府,総務省,文部科学省,農林水産省,経済産業省,国土交通省)の財政支援等の支援ツール・枠組みのべ174事業掲載
(令和6年度補正及び令和7年度当初予算。地域脱炭素化事業への活用が考えられる地方財政措置を含む。)
- ・目次にて、支援種別・支援対象を整理。
- ・サイト上では、更に詳しい条件での絞り込みも可能



環境省「脱炭素地域づくり支援サイト」支援メニュー等

<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/supports/>

各府省庁の支援ツール・枠組み

環境省(50事業)

- ・地域脱炭素推進交付金
- ・地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業
- ・脱炭素技術等による工場・事業場の省CO2化加速事業(SHIFT事業)

他47事業

内閣府(10事業)

- ・新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金)
- ・新しい地方経済・生活環境創生交付金(デジタル実装型)
- ・地方創生人材支援制度

他7事業

総務省(7事業)

- ・ローカル10,000プロジェクト
- ・ふるさと融資制度
- ・GXアドバイザー(地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業)

他4事業

地方財政措置(8事業)

- ・脱炭素化推進事業債
- ・公営企業債(脱炭素化推進事業)
- ・過疎対策事業債(特別枠)
- ・防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債
- ・地域活性化事業債

他3事業

文部科学省(5事業)

- ・エコスクール・プラス
- ・国立大学・高専等施設の整備
- ・公立学校施設の整備
- ・大学の力を結集した、地域の脱炭素化加速のための基盤研究開発
- ・カーボンニュートラル達成に貢献する大学等コアリション

農林水産省(26事業)

- ・みどりの食料システム戦略推進交付金のうち、地域循環型エネルギーシステム構築
- ・みどりの食料システム戦略推進交付金のうち、バイオマスの地産地消
- ・森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち、林業・木材産業循環成長対策

他23事業

経済産業省(17事業)

- ・再生可能エネルギー導入拡大に向けた分散型エネルギーリソース導入支援等事業
- ・水力発電の導入加速化事業
- ・中小水力発電自治体主導型案件創出調査等支援事業費補助金

他14事業

国土交通省(51事業)

- ・既存建築物省エネ化推進事業
- ・サステナブル建築物等先導事業(省CO2先導型)
- ・グリーンインフラ創出促進事業
- ・港湾脱炭素化推進計画の作成に対する支援

他47事業

※下線は優遇措置(脱炭素先行地域に選定された場合に適用される措置)がある事業

地方財政措置の活用

R6資料



- ・脱炭素化推進事業債について、再生可能エネルギーの地産地消を一層推進するため、地域内消費を主たる目的とする場合を対象に追加。
- ・過疎地域における取組を推進するため、過疎対策事業債において「脱炭素化推進特別分」を創設。

1. 脱炭素化推進事業債の拡充

【拡充内容】

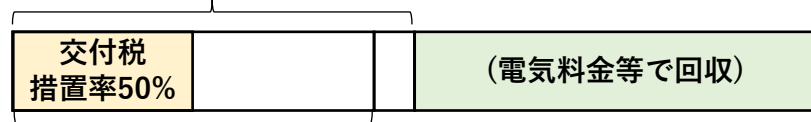
「再生可能エネルギー設備」の整備について、
「地域内消費」を主目的とするもの(第三セクター等
に対する補助金)を対象に追加

※現行は自家消費を主目的とする場合が対象

【地方財政措置】

事業費の1/2を上限として、脱炭素化推進事業債
(充当率90%、交付税措置率50%)を充当。

対象事業費(1/2)



脱炭素化推進事業債(充当率90%)

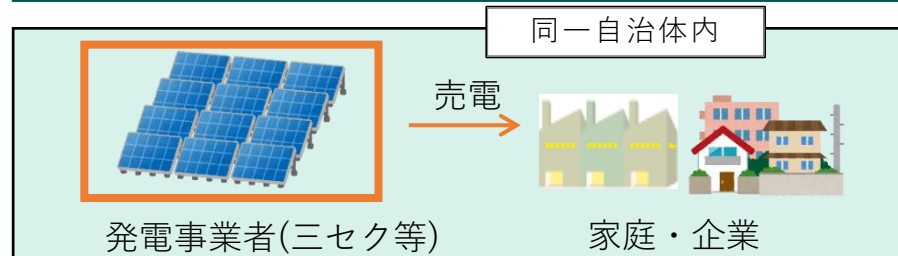
【現行の脱炭素化推進事業債の対象事業】

地方単独事業として行う以下の事業

- ①再生可能エネルギー設備
- ②公共施設等のZEB化 ③公共施設等の省エネ改修
- ④LED照明の導入 ⑤公用車における電動車の導入

【地域内消費のメリット】

- ・地域内経済循環
- ・エネルギーの効率的利用
- ・災害時の停電等のリスクの低減



2. 過疎対策事業債における「脱炭素化推進特別分」の創設

過疎対策事業債(充当率100%、交付税措置率70%)の対象施設において実施する上記①及び②を「脱炭素化推進特別分」と位置付け、他の事業に優先して同意等を行う。

※「地域内消費」を主目的とする再生可能エネルギー設備の整備のうち、国庫補助事業については、国庫補助を受けることにより独立採算が可能と見込まれることから、過疎対策事業債の対象外(地方単独事業については、事業費の1/2を上限として過疎対策事業債を充当)。

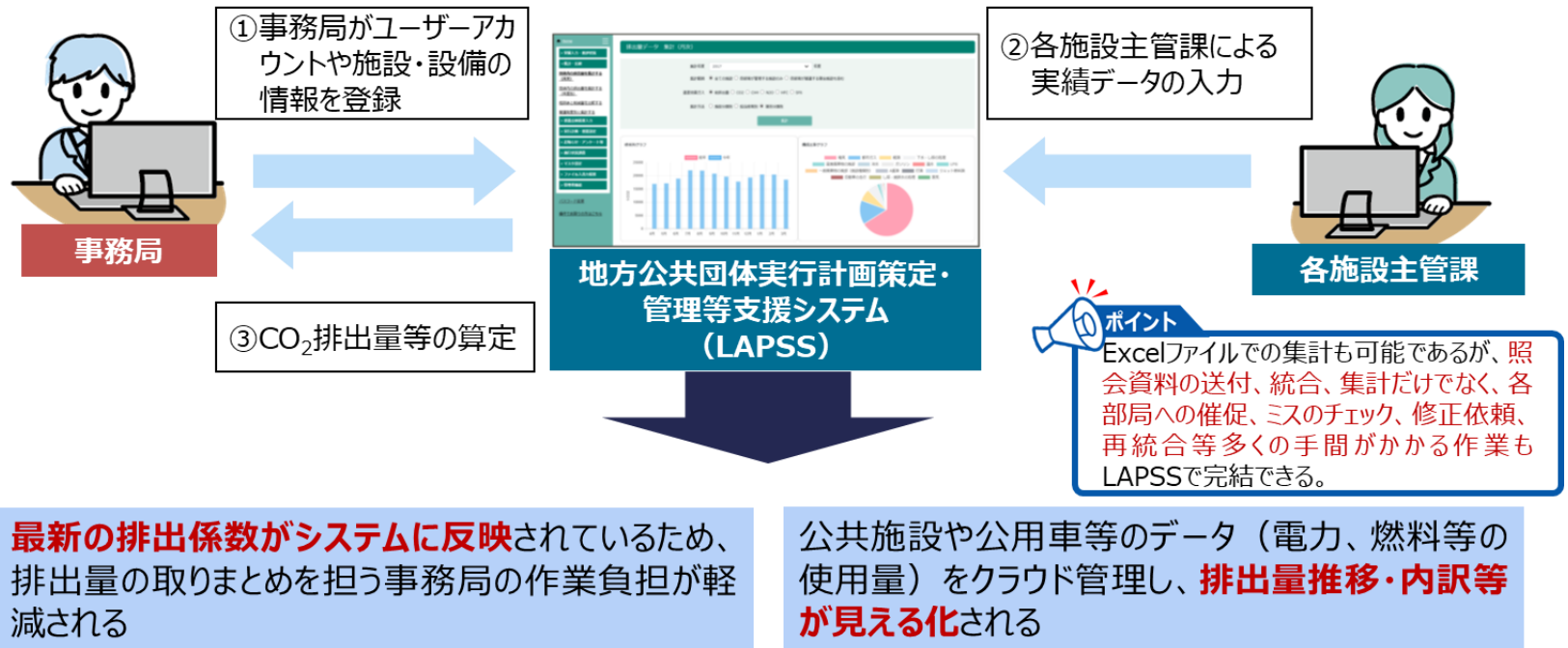
排出量算定作業の省力化

事務負担の大きい毎年の排出量算定作業の省力化につながる
システムや考え方について紹介します

LAPSSシステムの利用
排出量の小さい対象活動の取扱い
算定・報告・公表制度（SHK制度）における算定結果との共通化

LAPSSシステムの利用

環境省では、「地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム（Local Action Plan Supporting System：LAPSS）」というクラウドシステムを無償提供している。これは、地方公共団体実行計画のPDCAを円滑に推進するために開発されたシステムであり、このシステムの活用により、**活動量を入力するだけで「温室効果ガス総排出量」の算定が可能**となり、作業負担が大きく軽減されるため、計画策定や排出量の算定に障壁を抱えている団体におかれては積極的に活用いただきたい。



地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム（通称 LAPSS）
https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/shien.html

排出量の小さい対象活動の取扱い

令和7年3月改定の事務事業編マニュアルには、算定活動項目の内、**排出量が全体の1%未満の活動**については、翌年度も同じ値を計上することが考えられることが示された。

これにより、**排出量ごく少量の活動については、毎年の算定作業を免除すること**も考えられる。
各団体においては、排出量の大きい活動項目の把握とその対策から取組を強化いただきたい。

方法	算定作業省力化を行う対象	特徴
方法1 (絶対評価)	対象となる排出源（ガス別・燃料種別）の排出量が 当該自治体の温室効果ガス総排出量の1%未満 。	算定作業省力化の判断基準を可能な限り簡略化する。
方法2 (累積評価)	対象となる排出源（ガス別・燃料種別）の排出量が 当該自治体の排出量を大きいものから積算した際の累積99%に入らない 。	総排出量の算定精度への影響を抑えつつ、算定作業を省力化する。

具体例

活動項目	活動項目名	ガス種	燃料種等	排出量 (kg-CO ₂)	絶対評価 (方法1)	累積評価 (方法2)
第1号ハ	他人から供給された電気の使用	CO ₂	電気	7,000	53.7%	53.7%
第1号ホ	一般廃棄物の焼却に伴う排出	CO ₂	—	5,000	38.3%	92.0%
第1号イ	都市ガスの使用に伴う排出	CO ₂	都市ガス	500	3.8%	95.9%
第1号ロ	燃料の燃焼に伴う排出	CO ₂	ガソリン	250	1.9%	97.8%
第2号ル	廃棄物の埋立処分に伴う排出	CH ₄	軽油	90	0.7%	98.5%
第3号ヨ	一般廃棄物の焼却に伴う排出	N ₂ O	—	70	0.5%	99.0%
第1号ロ	燃料の燃焼に伴う排出	CO ₂	LPG	60	0.5%	99.5%
第3号ホ	自動車の走行に伴う排出	N ₂ O	ディーゼル／特種用途車	40	0.3%	99.8%
第3号ホ	自動車の走行に伴う排出	N ₂ O	ガソリン／普通貨物車	30	0.2%	100.0%
「温室効果ガス総排出量」				13,040		

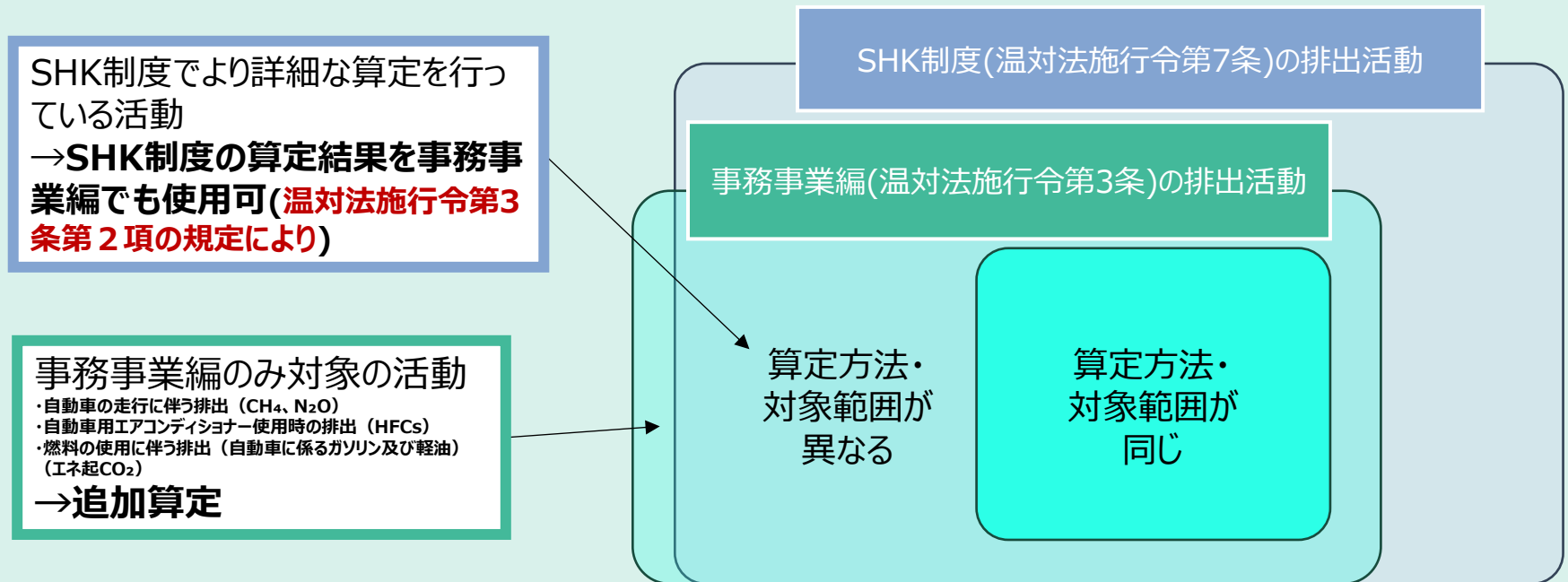
省力化対象

算定・報告・公表制度（SHK制度）における算定結果との共通化

令和7年3月改定の事務事業編マニュアルには、SHK制度の報告義務を負う団体向けに、SHK制度に基づいて算定した排出量を事務事業編の排出量とみなして共通化することで、事務事業編における算定活動作業を一部省略する方法が示された。

事務事業編のみに含まれる3つの対象活動を補完的に算定・合算することで、事務事業編の温室効果ガス総排出量として公表する事が可能である。

SHK制度の報告義務を負う団体は算定作業省力化に活用いただきたい。



さいごに ～本資料の要点～

- ・ 地域資源を最大限に生かし、「地域経済への波及効果」「地域レジリエンス向上」にもつながる、地域脱炭素化の取り組み推進をお願いします。
- ・ 太陽光発電設備の導入、新築建築物のZEB化、公用車の電動化、照明LED化、再エネ電力調達の5つの取組については、政府実行計画に準じた数値目標を設定し、更なる取組促進をお願いします。
- ・ 環境省をはじめとして関係府省庁がさまざまな地域脱炭素の取組に対する支援を準備していますので、ご活用願います。
- ・ 令和7年3月に地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルを改定しました。
 - ▶ 簡易版に基本的な考え方や手順等を取りまとめております。
 - ▶ 令和7年度から電気・熱の事業者別排出係数の算出方法が変更されたことに伴い、事務事業編(算定手法編)に事業者別排出係数に関する章を追加しました。
- ・ 毎年実施している「地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査」を令和7年10月に予定しています。
地域脱炭素の取組状況の把握のためにも、ご協力よろしくお願い致します。

地方公共団体実行計画に関する問い合わせ窓口

https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/inquiry-1.html

地域脱炭素ロードマップや脱炭素先行地域、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金に関するお問い合わせは、環境省地方環境事務所までお問い合わせください。

<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/contact/>

參考資料

地球温暖化対策計画（令和7年2月18日閣議決定）

地方公共団体の役割関係 ポイント



第3章 目標達成のための対策・施策

第1節 国、地方公共団体、事業者及び国民の基本的役割

2. 「地方公共団体」の基本的役割

(1) 地域の自然的社会的条件に応じた施策の推進

- 特に小規模な市町村については、人員・専門人材不足による困難性や再生可能エネルギー等の効率的な導入・利用の観点を踏まえ、都道府県が、当該都道府県の地方公共団体実行計画区域施策編に基づき実施することや、市町村が、都道府県や連携中枢都市等と共同・連携して計画を策定し実施することも推進

(3) 特に都道府県に期待される事項

- 脱炭素先行地域をはじめとする優良な取組事例の情報収集、当該情報の市町村への共有
- 地方公共団体実行計画の策定・改定や同計画に基づく取組の実施が困難な市町村に対し、技術的な助言や人材育成等の支援等
- 特に小規模な市町村に対しては、人員・専門人材不足による困難性や再生可能エネルギー等の効率的な導入・利用の観点を踏まえ、都道府県が共同・連携
- 地域経済の中心的な担い手である中小企業等の脱炭素化については、地域における産業政策事務を都道府県等が主導していることを踏まえ、取組が困難な中小企業等に対し、技術的な助言や人材育成等の支援

第4節 地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項

3. 地域共生・地域裨益型再生可能エネルギー等の導入拡大

- 営農型太陽光発電について、下部農地での営農が適切に継続されていない事例が発生する等の懸念が示されており、地域特性に応じた営農、地域共生・地域裨益の観点から、地方公共団体や公設試験研究機関等と連携して推進することが期待
- 地域の再生可能エネルギーを活用し脱炭素化を推進する地域エネルギー会社等の事業体により、民間の創意工夫の下、地域における面的な脱炭素化が事業として持続的に地域共生・地域裨益型で展開することが可能となることから、地域の実情に応じ、地域の脱炭素化の自立的な普及を促進する事業体等の形成を推進
- 国は、都道府県及び市町村の取組を促進するため、地方公共団体実行計画の策定・実施マニュアルを策定するほか、都道府県とも協力しつつ、優良な取組事例の収集・共有や、地方公共団体職員向けの研修、専門人材の派遣、地域レベルの温室効果ガス排出量インベントリ・推計ツール、地方公共団体実行計画の策定・管理等支援システム、再生可能エネルギー情報提供システム、地域経済循環分析ツールなどの情報基盤整備と併せて、再生可能エネルギー・省エネルギーに関する施設整備や設備導入への支援を行うものとする。

地球温暖化対策計画（令和7年2月18日閣議決定）

地域脱炭素ロードマップ関係



第3章 目標達成のための対策・施策

第7節 地方創生に資する地域脱炭素の加速（地域脱炭素ロードマップ）

- 脱炭素が経済競争と結び付く時代、地域脱炭素は、**地方の成長戦略**として、地域の強みをいかした地域の課題解決や魅力と質の向上に貢献する機会。
- **地域ポテンシャルに応じた再生可能エネルギー**を地域で創り、貯めて、使うことは、エネルギー価格の高騰や需給ひっ迫にも強い地域への転換につながるとともに、未利用資源活用を通じた**産業振興やレジリエンス強化、地域経済収支の改善や収益を通じた公共交通維持確保**等、様々な**地域課題の解決にも貢献**する。また、地域の企業立地や投資上の魅力を高め、**地域の産業の競争力向上**にもつながり、地域脱炭素は地方創生に関し極めて重要な要素である。
- 地域脱炭素政策については、「**地域脱炭素ロードマップ**」（令和3年6月9日国・地方脱炭素実現会議決定）に基づき施策を展開しているが、2050年ネット・ゼロ実現に向けては地域・暮らしに密着した**地方公共団体が主導する地域脱炭素の取組**を加速化していく必要がある。
- また、人材不足や財源不足といった課題や再エネ導入に伴う地域トラブルの発生、出力制御といった**顕在化した課題**や、従来型の太陽光パネルの設置が困難な場所にも設置が可能となるペロブスカイト太陽電池といった**新たな技術への対応**も必要。
- 2026年度以降の5年間を**実行集中期間**として位置付け、「地域脱炭素政策の今後の在り方に関する検討会」において示された施策の方向性を踏まえ、**地方創生に資する地域脱炭素施策**に全力で取り組む。

➤ **脱炭素先行地域と脱炭素の基盤となる重点対策の全国実施をはじめとする地域脱炭素の推進（各地の創意工夫を全国展開）**

- 2025年度までに少なくとも100か所の**脱炭素先行地域**を選定し、地方創生に資する脱炭素化の先行的な取組を2030年度までに実現。
- 全国で重点的に導入促進を図るべき屋根置きなど自家消費型の太陽光発電等を、地方公共団体がその区域に対し複数年度にわたり複合的に実施する**重点対策加速化事業**を促進。
- これらの取組を通じ、地域金融機関や地域エネルギー会社等と地方公共団体との連携等による脱炭素を地域で推進する上の基盤を創出
- **脱炭素先行地域等の優良事例・課題克服事例、事業性・効率性に関する知見の情報発信**を強化し、地域脱炭素を**全国展開**

➤ **新たな技術の地域における実装・需要創出**

- **GX 経済移行債も活用し**、地産地消率が高い地域マイクログリッドや熱導管、高度な地域エネルギーマネジメントシステム（Virtual Power Plant（VPP）の活用等）の導入に対する支援や、商用車の電動化・断熱窓の改修・高効率給湯機器の**GX製品を導入支援**するとともに、ペロブスカイト太陽電池等、新たに実用化されつつある脱炭素技術・製品の初期需要を創出するため、地域で実装する財政支援スキームや、これらの**新たな技術等を地域において面的に導入する新たなモデル（地域GXイノベーションモデル）**の構築を検討する。

➤ **地域脱炭素の加速化・全国実施を後押しする基盤的施策**

（1）**地域の実施体制構築と国の積極支援のメカニズム構築**

産官学金労言で取組まれる地域の取組を、**人材、情報・技術、資金の面から積極的に支援**（派遣専門家人材のプール強化、情報・技術支援ツールの充実、地域脱炭素推進交付金や関係府省庁の支援ツール、GX経済移行債、地方財政措置、JICNによる支援、農林水産業由来のカーボנקレジットの支援等）。

（2）**地域における脱炭素型ライフスタイルへの転換の取組**

地域の住民や事業者等の理解及び行動変容を促すため、**デコ活**のほか、**多様な主体が参加するフォーラム**を各地方環境事務所単位の地域ブロックで開催。

（3）**ルールのイノベーション（制度的対応等）**

制度改革等により実効性を確保（促進区域制度のインセンティブ強化、住宅トッパンナー基準における太陽光発電設備の設置に係る目標設定等）

エネルギー基本計画（令和7年2月18日閣議決定）

地域脱炭素関係抜粋



エネルギー基本計画（令和7年2月18日閣議決定）（抄）

V. 2040年に向けた政策の方向性

3. 脱炭素電源の拡大と系統整備（2）再生可能エネルギー

①総論（イ）地域との共生等（c）地元理解の促進に向けた取組／地域脱炭素の促進

（略）加えて、地球温暖化対策推進法に基づく地域脱炭素化促進事業制度により、促進区域の設定及び地域共生型の再生可能エネルギーの導入を推進するため、人材・情報・資金の観点での地方公共団体への支援を強化し、制度の一層の活用を進める。国は、少なくとも100箇所の地域で、2025年度までに脱炭素先行地域を選定し、地方創生に資する脱炭素化の先行的な取組を2030年度までに実現すると

と
もに、全国各地で、地方公共団体が複数年度にわたり複合的に実施する屋根設置太陽光発電などの自家消費・地域消費型の再生可能エネルギー、蓄電池、ZEB・ZEH、EV等の導入を重点的に加速させる。

災害の激甚化が進む中で、各地域における国土強靱化の観点も踏まえ、防災力・レジリエンスの強化に資する避難施設・防災拠点等の公共施設等への再生可能エネルギー及び蓄電池の導入を積極的に推進する。

② 太陽光（ウ）地上設置太陽光発電

地上設置太陽光発電については、地方公共団体による再生可能エネルギー導入の目標設定を促すとともに、目標の達成に向け、地域脱炭素化促進事業制度の活用による具体的な再生可能エネルギー促進区域の設定（ポジティブゾーニング）等を推進する。

③ 風力（ウ）陸上風力発電

陸上風力発電については、事業実施への地域の懸念を背景に、運転開始に至っていない事業が存在している。こうした地域の懸念に適切に対応した上で、導入を推進していく。具体的には、地方公共団体による再生可能エネルギー導入の目標設定を促すとともに、目標の達成に向け、地域脱炭素化促進事業制度の活用による具体的な再生可能エネルギー促進区域の設定（ポジティブゾーニング）等を推進する。

VI. カーボンニュートラル実現に向けたイノベーション

2. 各論

（13）地域・暮らし（住宅・建築物を含む）

地域の脱炭素化に資する高度な脱炭素型製品・技術の地方公共団体主導での実装、GX製品の国内需要創出を目指し、イノベーションを促進する。多くの地域で地域共生型・地域裨益型の脱炭素を達成し、地方創生につながる取組を促進する。

GX2040ビジョン（令和7年2月18日閣議決定） 地域脱炭素関係抜粋



GX2040ビジョン（令和7年2月18日閣議決定）（抄）

2. GX 産業構造（2）実現に向けたカギとなる取組 4）GX 産業につながる市場創造

③ GX 製品・サービスの積極調達 ア）公共調達の推進

「GX 率先実行宣言」を行い、主体的に取組を進める地方公共団体に対して、GX 推進のための政府支援を優先的に適用するなど、地域の主体性も活かしながら GX の取組を進めていく。

3. GX 産業立地

（2）地域裨益型・地域共生型で地方創生に資する地域脱炭素の推進（地域 GX）

2050 年 CN に向けた 2030 年度 46%削減の達成には、地域・くらしに密着した地方公共団体が主導する地域脱炭素の取組を加速化していく必要がある。地域ポテンシャルや地域特性に応じた再生可能エネルギーを地域で創り、貯ためて、賢く使うことは、足下のエネルギー価格の高騰や需給ひっ迫にも強い地域への転換につながり得るものである。また、脱炭素電源の整備を進めることは、地域の企業立地や投資上の魅力を高

め、地域の産業の競争力を維持向上するなど、地方創生にとっても重要である。

国は、少なくとも 100 か所の地域で、2025年度までに脱炭素先行地域を選定し、地方創生に資する脱炭素化の先行的な取組を2030年度

までに実現するとともに、全国 で重点的に導入促進を図るべき屋根設置太陽光発電、蓄電池、ZEB（（Net Zero Energy Building）・ZEH（Net Zero Energy House）、EV 等の導入を、地方公共団体が複数年度にわたり複合的に実施する重点対策加速化事業を促進することで、GX の社会実装を後押しする。また、GX 経済移行債も活用し、地域での産業育成や需要創出に向け、地域マイクログリッドや熱導管等の導入に対する支援等を実施するとともに、ペロブスカイト太陽電池等、新たに実用化されつつある脱炭素技術・製品の初期需要を創出すべく、これらの技術等を地域において導入する新たなモデルの構築を検討する。

7. 公正な移行

競争力強化のためのGX産業構造に向けた投資支援策に加えて、GXの推進に伴う産業構造転換の中で生まれる新たな労働需給や地域経済への影響に対応すべく、関係省庁が連携し、マッチング支援を含む成長分野等への労働移動の円滑化支援、在職者のキャリアアップのための転職支援やリスティング支援、ロボティクスやAIなどのDXを活用したサプライチェーンの高度化に対応するための新たなスキルの獲得支援、地方公共団体が主導する地域脱炭素の推進などの施策を活用しつつ、その過程で生じる様々な課題を把握し、セーフティネットに係る施策の活用を含め丁寧に対応することで、公正な移行を後押ししていく。